

(別紙)

「既存のサービス事業所の届出留意事項(令和7年4月)」

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
1	11: 訪問介護 12: 訪問入浴介護 13: 訪問看護 14: 訪問リハビリテーション 17: 福祉用具貸与 62: 介護予防訪問入浴介護 63: 介護予防訪問看護 64: 介護予防訪問リハビリテーション 67: 介護予防福祉用具貸与 76: 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 71: 夜間対応型訪問介護	「その他該当する体制等」欄の 「業務継続計画策定の有無」 「1: 減算型」 「2: 基準型」 を新設	新たな届出がない場合は「1: 減算型」とみなす。
2	21: 短期入所生活介護 22: 短期入所療養介護 23: 短期入所療養介護 2A: 短期入所療養介護 27: 特定施設入居者生活介護(短期利用型) 24: 介護予防短期入所生活介護 25: 介護予防短期入所療養介護 26: 介護予防短期入所療養介護 2B: 介護予防短期入所療養介護 73: 小規模多機能型居宅介護 68: 小規模多機能型居宅介護(短期利用型) 38: 認知症対応型共同生活介護(短期利用型) 28: 地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用型) 77: 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護) 79: 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)	「その他該当する体制等」欄の 「身体拘束廃止取組の有無」 「1: 減算型」 「2: 基準型」 を新設	新たな届出がない場合は「1: 減算型」とみなす。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
	75：介護予防小規模多機能型居宅介護 69：介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用型） 39：介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）		
3	11：訪問介護 12：訪問入浴介護 15：通所介護 16：通所リハビリテーション 21：短期入所生活介護 22：短期入所療養介護 23：短期入所療養介護 2A：短期入所療養介護 33：特定施設入居者生活介護 27：特定施設入居者生活介護(短期利用型) 51：介護福祉施設サービス 52：介護保健施設サービス 55：介護医療院サービス 62：介護予防訪問入浴介護 66：介護予防通所リハビリテーション 24：介護予防短期入所生活介護 25：介護予防短期入所療養介護 26：介護予防短期入所療養介護 2B：介護予防短期入所療養介護 35：介護予防特定施設入居者生活介護 76：定期巡回・随時対応型訪問介護看護 71：夜間対応型訪問介護 78：地域密着型通所介護 72：認知症対応型通所介護 73：小規模多機能型居宅介護 68：小規模多機能型居宅介護(短	「その他該当する体制等」欄の 「介護職員等処遇改善加算」 の 「B：加算（1）」 「C：加算（2）」 「D：加算（3）」 「E：加算（4）」 「F：加算（5）」 「G：加算（6）」 「H：加算（7）」 「J：加算（8）」 「K：加算（9）」 「L：加算（10）」 「M：加算（11）」 「N：加算（12）」 「P：加算（13）」 「R：加算（14）」 を廃止	既存届出内容が今回の廃止対象である場合に新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。 （注）要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届け出を行うよう留意が必要。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
	期利用型) 32:認知症対応型共同生活介護 38:認知症対応型共同生活介護 (短期利用型) 36:地域密着型特定施設入居者 生活介護 28:地域密着型特定施設入居者 生活介護(短期利用型) 54:地域密着型介護老人福祉施 設入居者生活介護 77:複合型サービス(看護小規模 多機能型居宅介護) 79:複合型サービス(看護小規模 多機能型居宅介護・短期利用型) 74:介護予防認知症対応型通所 介護 75:介護予防小規模多機能型居 宅介護 69:介護予防小規模多機能型居 宅介護(短期利用型) 37:介護予防認知症対応型共同 生活介護 39:介護予防認知症対応型共同 生活介護(短期利用型)		

「既存のサービス事業所の届出留意事項（令和7年8月）」

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
1	2 2：短期入所療養介護の「施設等の区分」欄 「1：介護老人保健施設（）」 「5：介護老人保健施設（）」 「7：介護老人保健施設（）」 「9：介護老人保健施設（）」 2 A：短期入所療養介護の「施設等の区分」欄 「2： 型介護医療院」 「3：特別介護医療院(人員配置区分 2： 型)」 5 2：介護保健施設サービスの「施設等の区分」欄 「1：介護保健施設（）」 「5：介護保健施設（）」 「7：介護保健施設（）」 「9：介護保健施設（）」 5 5：介護医療院サービスの「施設等の区分」欄 「2： 型介護医療院」 「3：特別介護医療院(人員配置区分 2： 型)」 2 5：介護予防短期入所療養介護の「施設等の区分」欄 「1：介護老人保健施設（）」 「5：介護老人保健施設（）」 「7：介護老人保健施設（）」 「9：介護老人保健施設（）」 2 B：介護予防短期入所療養介護の「施設等の区分」欄 「2： 型介護医療院」 「3：特別介護医療院(人員配置区分 2： 型)」	「その他該当する体制等」欄の「室料相当額控除」 「1：非該当」 「2：該当」 を新設	(注)要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届け出を行うよう留意が必要。